

満期選択型定期預金規定（自動継続）

1.（自動継続）

- (1)自動継続満期選択型定期預金（以下、「この預金」といいます。）は、通帳記載の最長預入期限（以下、「最長預入期限」といいます。）に自動的に満期選択型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を当店に申出てください。

2.（預金の支払時期等）

- (1)この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日。以下「据置期間満了日」といいます。）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2)この預金（一部解約をしたときはその解約後の残りの預金。以下同様とします。）の一部解約は、据置期間満了日から最長預入期限までの間に、1万円以上1万円単位の金額で請求してください。なお、この預金の一部解約をしたときはその解約後の残りの預金について、引続き自動継続の取扱をします。

3.（証券類の受入れ）

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（利息）

- (1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部解約をするときは一部解約時）に預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同様とします。）から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部解約をするときは一部解約日。）の前日までの日数および次の預入期間に応じた当社所定の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算します。なお、一部解約をするときのこの預金の利息は、一部解約をする預金元金について計算します。
 - ①6か月以上1年未満
 - ②1年以上2年未満
 - ③2年以上3年未満
 - ④3年以上4年未満
 - ⑤4年以上5年未満
 - ⑥5年

一部解約後の残りの預金についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。ただし、一部解約することにより、この預金の預入日における一部解約後の残りの預金の残高に応じた利率（以下「この利率」といいます。）が約定利率と異なる場合は、この預金の預入日から、この利率を適用して計算します。

- (2)継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法により計算します。
- (3)継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れて継続します。
- (4)解約または一部解約をするときのこの預金の利息は、解約または一部解約をする元金とともに支払います。
- (5)この預金を第7条第1項および第7条第3項の規定により据置期間満了日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6)継続を停止し、最長預入期限以後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6.（取引の制限等）

- (1)当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

7.（預金の解約、書替継続）

- (1)この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとして、
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとして、
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関して、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3)通帳または印章を失った場合のこの元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。
- (5)預金口座の開設等の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

10. (譲渡、買入れの禁止)

- (1)この預金及び通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2)当社がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、据置期間満了日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし、また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当社は請求しないものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当社は請求しないものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の成年後見人等については、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

13. (休眠預金等活用法に関する規定)

- (1)休眠預金等活用法に係る異動事由
当社は、各種預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当社ウェブサイトに掲示します。
- (2)休眠預金等活用法に係る最終異動日等
 - ①この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - A. 当社ウェブサイト「休眠預金等活用法に係る異動事由」に掲げる異動が最後にあった日
 - B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日
 - C. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、当該通知が預金者等に到達した日
 - D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
 - ②第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、次に定める日とします。
 - A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日
[自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日]
 - B. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
[当該支払停止が解除された日]
 - C. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
[当該手続が終了した日]
- (3)総合口座取引、ゆとりの通帳取引に係る預金の最終異動日等
総合口座取引、またはゆとりの通帳取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2項第2号において定める事由をいいます。）が生じた場合には、当該取引に係る他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。
- (4)休眠預金等代替金に関する取扱い
 - ①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
 - ②前号の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者等は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
 - ③預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- ④当社は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - A. 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務等の委託を受けていること
 - B. この預金について、第3号Bに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - C. 前号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。